

開発行為等の手続きについて

※手続きにあたり開発指導要綱を確認すること

① 事前協議申請書(案)提出(本申請の確認のための事前相談です。押印不要)

- ・ 添付書類 開発区域位置図、区域図、現況図、公図写し、開発区域求積図、公共施設及び宅地求積図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、道路標準断面図、道路縦断面図、排水施設計画図(給水施設含む)、公園整備計画図、消防水利計画平面図、擁壁の断面図、各種施設構造図、その他協議に必要な図書(現況写真・地元説明に関するものなど)
- ・ 提出部数 1 部
(データでも可能、ただしUSBは不可)
- ・ 標準処理日数 約10日間
- ・ その他 設置する公共施設を町に帰属する意思がある場合は申し出てください
その他資料作成時点での確認や相談がある場合は、関係各課に相談してください

事前協議による指摘事項・要望の調整

事前協議申請書に対する関係各課の指摘事項・要望を事業者に伝えますので、是正処置をお願いします。また指摘事項等に対して質問等がある場合は関係各課と直接調整をお願いします

② 指摘事項・要望に対する是正報告書の提出

- ・ 必要書類 指摘事項・要望に対する是正報告書
是正に伴い変更した資料
※是正に対しさらに調整が必要となった場合、再度関係各課と調整し、改めて報告書を提出していただきます。
その場合事務処理の日数が追加でかかります
- ・ 提出部数 2 部
- ・ 標準処理日数 約10日間

③ 事前協議申請書提出（本申請）

関係各課と調整した内容を反映させた事前協議申請書を提出してください

- ・ 必要書類 指導要綱によるもの（事前調整で変更が生じた図面及び不足図面を追加すること）
- ・ 提出部数 2 部

※本申請は月末締めとなります。提出後翌月の 20 日前後で開発指導会議を開催します。

開発行為についての協定書締結

- ・ 必要書類 町で協定書を作成しますので、内容を確認・押印のうえ提出してください
 - ・ 標準処理日数 約 5 日間（開発指導会議後から締結まで）
- ※状況により処理日数が変更する場合があります

都計法第 3 2 条に関する同意及び協議書

公共施設がある場合や都市計画法第 2 9 条の許可が必要な場合は、町で同意協議書を作成しますので、必要資料を提出し、内容を確認・押印のうえ提出してください

- ・ 標準処理日数 約 5 日間

④ 工事着手届の提出

工事着手届（様式第 2 号）を提出してください

⑤ 完成検査（完了検査に必要な物品の準備は事業者でお願いします）

検査希望 7 日以上前までに希望日をお伝えください

- ・ 必要書類 工事完了届（様式 3 号）、写真（着手前・施工中・完了）、図面
- ・ 提出部数 1 部

※設置する公共施設を町に帰属する場合は、工事完了届と併せて開発行為等に関する公共公益施設等の書類を提出してください

- ・ 添付書類

所有権移転承諾書、印鑑証明書、測量図、位置図、土地利用計画図、公図、登記原因証明情報、登記簿謄本、平面図、公共施設の新旧対照図、地積測量図、全部事項証明書

※標準処理日数の算定には、下記の期間は含みません

- (1) 資料の不備等の修正に要する期間
- (2) 追加資料の提出等に要する期間
- (3) 休日